

公認スキー学校等設置規程

- 第1条 本規程は、教育本部規程第1条第1項第5号の定めによる事業遂行の一手段として普及指導活動を行うスキー学校及びスキー教室（以下「公認スキー学校」という。）の本連盟による公認に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 公認スキー学校とは、公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領に定める資格者を教師として、本連盟が示したスキー、スノーボード及びクロスカントリースキーの指導方法に基づいて、有料でレッスンをを行うスキー学校のことをいう。
- 2 公認スキー学校は、本連盟の定める公認スキー学校等設置基準及び実施要領に基づく審査を受け、公認されなければならない。
 - 3 公認スキー学校は、本連盟の規約・規程を遵守し、運営に努めなければならない。
 - 4 公認スキー学校が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除く。
- 第3条 公認スキー学校は、本連盟の方針に基づき、指導分野を広げ、普及発展させる目的で運営しなければならない。ただし、教師が配属できる種目または競技のみを開講する。
- 第4条 公認の区分は、A公認、B公認、分校、教室の4種類とし、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) A公認は、シーズン中、同一スキー場において常時開設され、必要相当の校舎を有し、教師を3名以上常駐させているもの
 - (2) B公認は、シーズン中、同一スキー場において断続的であるが、開設回数が多く必要相当の校舎を有するもの
 - (3) 分校は、A公認校が同一スキー場において地形上、必要とするもの
 - (4) 公認スキー教室は、シーズン中、同一スキー場に留まらず、広地域にわたり、断続的に移動開設し、開設期間は数日程度の短期間で、その開設回数が多いもの
- 2 スキーまたはスノーボードの、ナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーター（従前のデモンストレーターを含む）、冬季オリンピックスノースポーツ種目の出場経験者で本連盟指導員資格を有する者は、同条第1項第4号の公認スキー教室を所定の手続を経て開設できる。
- 第5条 公認スキー学校が、本連盟の方針に相違し、規約・規程等に著しく違反したとき又は、公認スキー学校の行為に基づき受講者、地域社会等とトラブルが生じた場合は、理事会の決議をもって、公認を取り消すことができる。
- 2 前項により公認の取り消しを受けた公認スキー学校に委嘱されていた公認資格者は、当該公認スキー学校にとどまることができない。
 - 3 公認スキー学校は、受講者、地域社会等又はスキー学校内部において紛争が生じた場合、公認スキー学校はその責任と費用において、紛争を解決するものとし、本連盟は何ら責任を負わない。
- 第6条 公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領は別にこれを定める。
- 第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月 改訂

平成 5 年 6 月 26 日	改正
平成 17 年 6 月 15 日	改正
平成 18 年 11 月 1 日	改正
平成 24 年 9 月 26 日	改正
平成 25 年 7 月 9 日	改正
平成 27 年 7 月 14 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
平成 30 年 7 月 2 日	改正
平成 30 年 12 月 13 日	改正
令和 5 年 7 月 6 日	改正